

振動規制基準関連表

表1 振動規制法に基づく特定工場等における振動の規制基準

区域	時間	昼間	夜間
		午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域		60 デシベル	55 デシベル
第2種区域		65 デシベル	60 デシベル

規制基準は、敷地境界線で適用されます

菊池市においては、特定工場等において発生する振動の規制に係る基準（昭和51年環境庁告示第90号）第1条のただし書きの規定を次のとおり適用する。

第2種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、第2種区域の規制基準の値から5デシベルを減じた値とする。

表2 振動規制法における特定建設作業に関する規制基準

区域	1号区域	2号区域
規制種別		
基準値	75 デシベル	
作業時刻	午後7時～午前7時の時間内でないこと	午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日当たりの作業時間	10時間/日を超えないこと	14時間/日を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他休日でないこと	

表3 振動規制法特定建設作業の適用除外例（表13の規制が除外される場合、印で示す）

工 事	項 目	作業時間	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
(1) 災害その他非常事態発生時					
(2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要のある工事					
(3) 鉄道又は、軌道運行確保のための夜間工事					
(4) 道路法による道路占用許可、道路交通法による道路使用許可のある場合など					
(5) 電気事業法施行規則による変電所工事					

表4 振動規制法における道路交通振動の要請限度

時間 区域	昼間	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル